

施設整備事業の事後評価結果 (令和 7 年度事後評価分)

機構の施設整備事業（いわゆるハード事業）については、事業が完了した年度（複数年度にわたって実施される事業については、最終年度）の翌年度から起算して、3 年を経過したものを対象として実施することとしている。

令和 7 年度は、令和 3 年度に費用対効果分析手法により採択した事業（1 事業 1 件）が対象であったが、令和 7 年 6 月 23 日に事業実施主体から事後評価の実施延期の申請があり、下表のとおり事後評価を適切に行うことが困難と認められることから、事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年を経過した年度となる令和 9 年度に事後評価することに変更した。

事業名	申請理由
食肉流通施設等設備改善支援事業 (食鳥処理等効率化・コスト低減 施設整備事業)	以下の理由による成鶏仕入元農場の閉鎖に伴う 年間受入羽数の減少（いずれも申請時点で受入再 開の目途なし） 1 高病原性鳥インフルエンザの発生 （令和 4 年度、2 農場） 2 能登半島地震による農場の全壊 （令和 6 年 1 月、2 農場）